

「令和8年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCM実現可能性調査業務）」に係る企画競争募集要領

令和8年2月4日
経済産業省
GXグループ
地球環境対策室

経済産業省では、「令和8年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCM実現可能性調査業務）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

本事業は、令和8年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とすることとします。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

COP21で採択されたパリ協定においては、すべての締約国は温室効果ガスの削減目標等である「国が決定する貢献（NDC：Nationally Determined Contribution）」の作成が求められている。令和3年10月に改定された我が国のNDCにおいては、2030年度46%削減（2013年度比）という目標を掲げており、また、この水準にとどまることなく、エネルギー・ミックス等とも整合的に、中長期の両面で更なる削減努力を追求するとしている。そして、途上国等へ優れた脱炭素技術等を導入し、実現した温室効果ガス削減・吸収量を定量的に評価し削減目標達成に活用する二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）については、NDCにおいて、「パリ協定6条に沿って、優れた脱炭素技術等の普及や対策実施を通じてパートナー国における温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、我が国の削減目標の達成にも活用する」としており、また、「官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする」と掲げている。

また、令和4年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ」においては、「JCMの拡大のため、2025年を目途にパートナー国を30か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速するとともに、2022年度に民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成ガイダンスを策定し普及を行う」とされたことも踏まえ、2022年以降、新たに12か国が協力覚書に署名しており、上記目標の達成に向けて今後も新規パートナー国の追加が見込まれている。

さらに、令和4年1月に発表された「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想においてもJCMを推進していくとしており、令和5年9月には、「AZEC・JCM国際会合」を開催し、JCMの進捗状況、各国におけるカーボンマーケットの整備、各国のエネルギー政策とカーボンマーケットの関係、パリ協定6条の実施状況、JCM間の連携等による地域協力の可能性の5つのトピックについて、情報交換及び意見交換を行った。

このような背景から我が国は、これまでJCM等を活用し、途上国等において我が国の優れた脱炭素技術・製品の普及等を促進し、当該国での温室効果ガス排出削減を実現する等、世界全体の温室効果ガス排出削減に貢献してきている。

以上を踏まえ、本事業ではJCMの拡大のため、将来的なJCMプロジェクトの開発に向けた調査検討等を行う。具体的には、(1) 我が国企業によるJCM実現可能性調査支援業務、(2) 新規JCMプロジェクト組成に向けたポテンシャル案件開発、(3) JCM促進に係る調査事業、(4) アジアにおけるカーボンクレジットに関する国際会議の運営業務、(5) 民間JCM促進に向けた調査、(6) 過年度FS案件のフォローアップを目的とする。

2. 事業内容

(1) 我が国企業によるJCM実現可能性調査 (Feasibility Study、以下FSという。) 支援業務

我が国企業等の脱炭素技術・製品の普及等を促進し、当該国での温室効果ガス排出削減及びJCMクレジット化を実現するためのFSの支援業務として、以下A～Dの業務を遂行する。なお、実施にあたっては、国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）とも連携する。具体的な内容は、地球環境対策室との協議の上、策定する。

- A. FS案件の公募
- B. FS案件の選定・採択手続き
- C. 採択案件の実施委託及び進捗管理、調査支援・助言（JCM方法論の検討においては、適切な専門家をアサインし支援すること）
- D. FS事業への助言等を行う検討委員会の開催

採択するFSの件数は全体で15件程度、総額で2.5億円程度とする。また対象とするプロジェクトは、FS終了後の展開として、『二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業』（NEDO事業）または民間資金を中心とするJCMプロジェクト（民間JCM）の活用を想定している内容を対象とする。公募開始は5月を想定とする。なお、経済産業省と協議の上、必要に応じて追加公募を実施すること。

(2) 新規JCMプロジェクト組成に向けたポテンシャル案件開発

将来的なFSにつなげるための案件候補の発掘のため、以下を行う。

A. JCMパートナー国等向けセミナー

既存JCMパートナー国、令和4年6月以降に新たにパートナー国となった国、今後JCMパートナー国となることが見込まれる国において、特に政府関係者及び現地日系企業等を対象とし、JCMの制度概要や日本政府の支援事業等を説明し、理解促進や案件形成をサポートするセミナーを実施する。セミナーの1件ごとの規模は半日程度、専門家・有識者3～5名程度の登壇を想定し、セミナーの件数は全体で2件程度を想定するが、具体的な内容は、地球環境対策室との協議の上、策定する。なお、原則として現地での対面・オンライン環境を用いたハイブリッドでの実施とする。また実施に当たっては、環境省、各国大使館、JETRO等とも連携すること。

B. 将来的なFSに繋がる新規案件候補の開発

A. のワークショップ等の機会も活用しながら、特にJCMパートナー国における脱炭素技術・製品の導入・普及展開を検討している事業者へのヒアリング等を通じ、将来的なFS応募に繋がる案件候補の発掘及び開発を行う。本事業終了時点で、翌年度のFSへ応募が可能な案件候補を3件程度発掘する。発掘したプロジェクトについては、事業者名、プロジェクト概要、導入技術・

製品概要、総事業費、想定されるGHG排出削減量、FSへの応募時期の想定などをまとめ、経済産業省に報告すること。

C. 国内におけるセミナー・相談会等の開催

JCMの周知、プロジェクト開発の促進を目的とし、国内における事業者・関係業界向けセミナー及びネットワーキング・相談会等を開催する。1件ごとの規模は3時間程度、専門家・有識者3名程度の登壇を想定する。全体で2回程度、会議室を借り上げた上の対面・オンラインのハイブリッド開催を想定し、具体的な内容・開催場所は地球環境対策室との協議の上、決定する。

（3）JCM促進に係る調査事業

新規JCMプロジェクト開発の促進を目的とし、現時点でJCMプロジェクト化の実績に乏しい分野において、将来的なJCMプロジェクト開発に資する調査を行う。対象とする技術分野としては2分野程度とし、各分野において、想定されるプロジェクトの事例、JCM方法論の基礎、その他JCMプロジェクト化における課題等を整理し、まとめること。実施に当たっては、各分野における事業者、専門家とも連携を行うこと。

（4）アジアにおけるカーボンクレジットに関する国際会議の運営業務

温室効果ガス（以下「GHG」と呼ぶ）排出量の可視化や、国内カーボンクレジット市場構築に向けた取組等の情報共有と今後の協力可能性の議論を目的とした国際会議（企業視察等含む）を、令和8年7月～9月頃（詳細な時期は未定）、経済産業省と環境省との共催で実施する予定。会合は連続する2～3日程度（企業視察等含む）、形式は対面・オンラインの併用開催を予定（企業視察等は対面のみ）。本国際会議の開催にあたり、①会議参加者の招聘に関する事務手続き、②会場の確保、③当日の会議運営、④議事録の作成、⑤企業視察等の調整と当日の運営を行うこと。これらに加え、担当課室と協議の上、開催にあたって具体的な内容等の必要な調整を適宜行うこと。

① 会議参加者の招聘・出席に関する事務手続き

経済産業省が指定した出席者に対して、以下を行う。

- ・交通手段の手配（航空券、国内移動手段）
- ・入国に関する支援（ビザの手配等）
- ・会議の内容や当日の交通手段など、会議出席に必要な情報の提供
- ・出席者からの問合せ対応

なお、海外からの招聘者は、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）パートナー国の参加国において、JCM事務局やカーボンクレジット・パリ協定第6条交渉、GHG排出量の可視化などを担当する政府関係者各2名とする。本提案書の提出時点でのAZECパートナー国は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、の10ヶ国。招聘者に対する各種手配は環境省と分担し、各国2名程度（1名はDeputy Director-General（以下「DDG」と呼ぶ）級を想定）、基本3泊4日を想定し、航空券クラスは原則エコノミーとしてDDG級以上をビジネスクラスとする。

なお、招聘者のほか、日本を含む各国の民間企業、国際機関等の出席も想定している。経済産業省の謝金規定に基づき、謝金の支払いが必要な場合は、当該出席者との間で謝金の支払いに関する

る庶務を行うこと。

② 会場の確保

経済産業省が指定する地域（国内）において、ホテル等の会場（最大50名程度が収容できる会議場、および事務局用控室2部屋を想定）を確保すること。

③ 当日の会議運営

運営に係る各種機材（音響・映像等）は、その設置・操作も含めて手配すること。オンライン参加者との連絡調整も担うこと。また、会期中の食事は、レセプションを1回、ランチおよびコーヒーブレークを各2回程度行うこと。

④ 議事録の作成

会議終了後、1週間以内に会議の議事録を作成すること。

⑤ 企業視察等の調整と当日の運営

経済産業省が指定する視察先（企業等）との間で、視察の実施に向けて詳細なスケジュール調整等を行う。また、当日の移動に貸切バス等が必要であれば、その手配を行う。

（5）民間JCM促進に向けた調査

民間JCMの活用を促進するための調査を実施する。来年度開始するGX-ETSの経過等を踏まえ、民間JCMに取り組む企業側の課題・リスクに加えて、JCMの制度側として取り組むべきこと、パートナー国と協力すべき事項等を調査すること。（例：クレジット組成におけるリスク、資金調達におけるリスク、相当調整等のリスク、パートナー国に残してきたクレジットの活用法等を想定。）

（6）過年度FS案件のフォローアップ

令和6年度及び令和7年度に実施したJCM実現可能性調査の案件について、事業者に対し進捗確認（JCM化に向けた課題の確認、技術的助言、専門家の紹介、経済産業省への情報共有等）を行う。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1件
- (3) 予算規模：4.4億円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

- (6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

- (1) 募集期間
募集開始日：令和8年2月4日（水）
締切日：令和8年2月25日（水）12時必着

- (2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11.問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和8年2月6日（金）12時00分までに連絡してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）

「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和8年2月9日（月）14時00分

- (3) 応募書類

- ①以下の書類を（4）により提出してください。

- ・申請書（様式1）
 - ・企画提案書（様式2）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。
- （4）応募書類の提出先
応募書類はメールにより11.記載のE-mailアドレスに提出してください。
※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

（1）審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

（2）審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①4. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することができないか。
- ⑩事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

（3）採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- (1) 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- 契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。
- 契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7gaisan-1_format.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあります
が、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

(2) 再委託比率が50%を超える場合

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型I（以下の事業類型I～III）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家当に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力当に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・その他、執行管理業務と想定する業務 など

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヶ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組

むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 GX グループ 地球環境対策室

担当: 三井、市川、住友

E-mail: bzl-JCM@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和8年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費(JCM実現可能性調査業務)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上